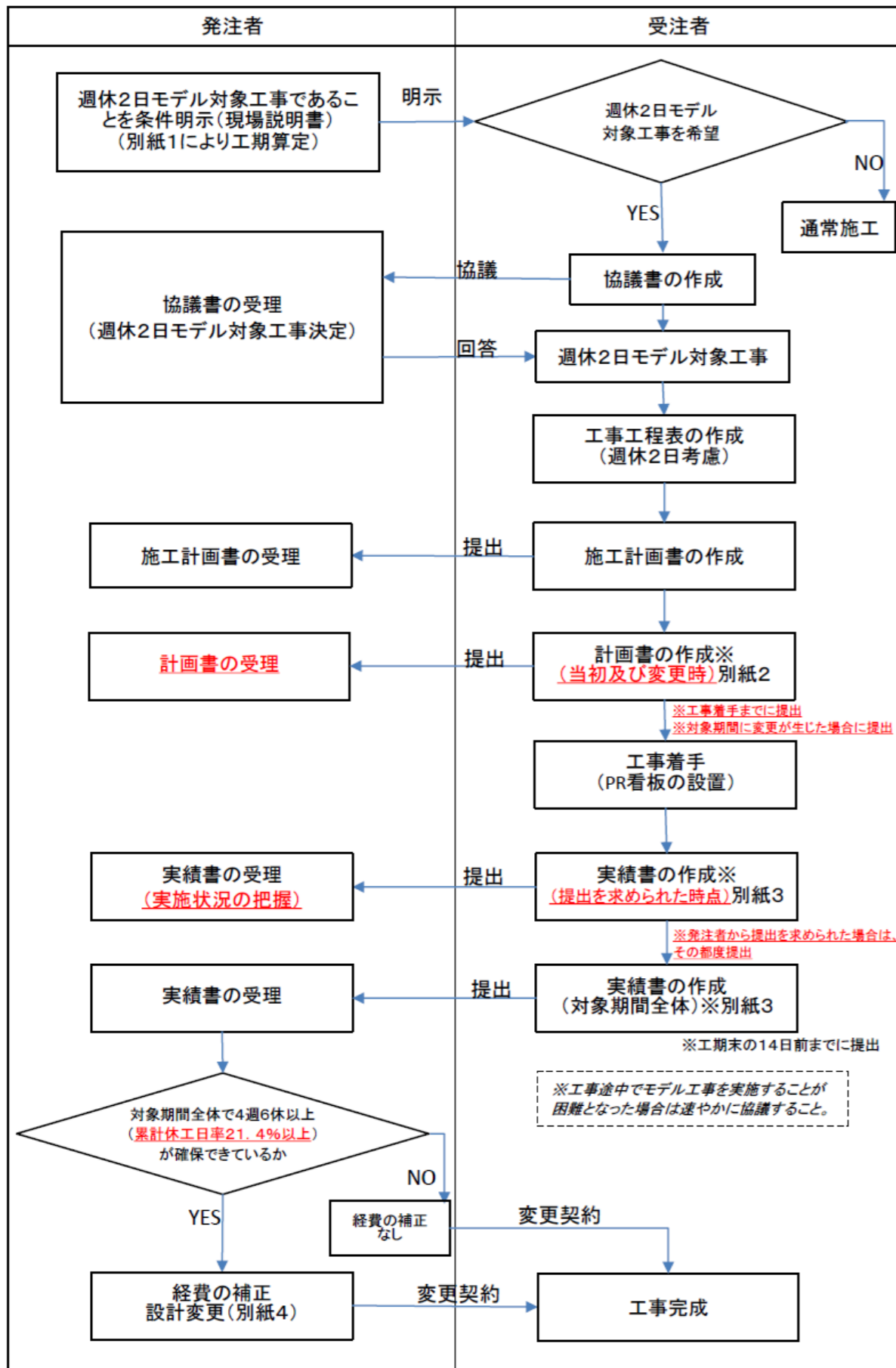


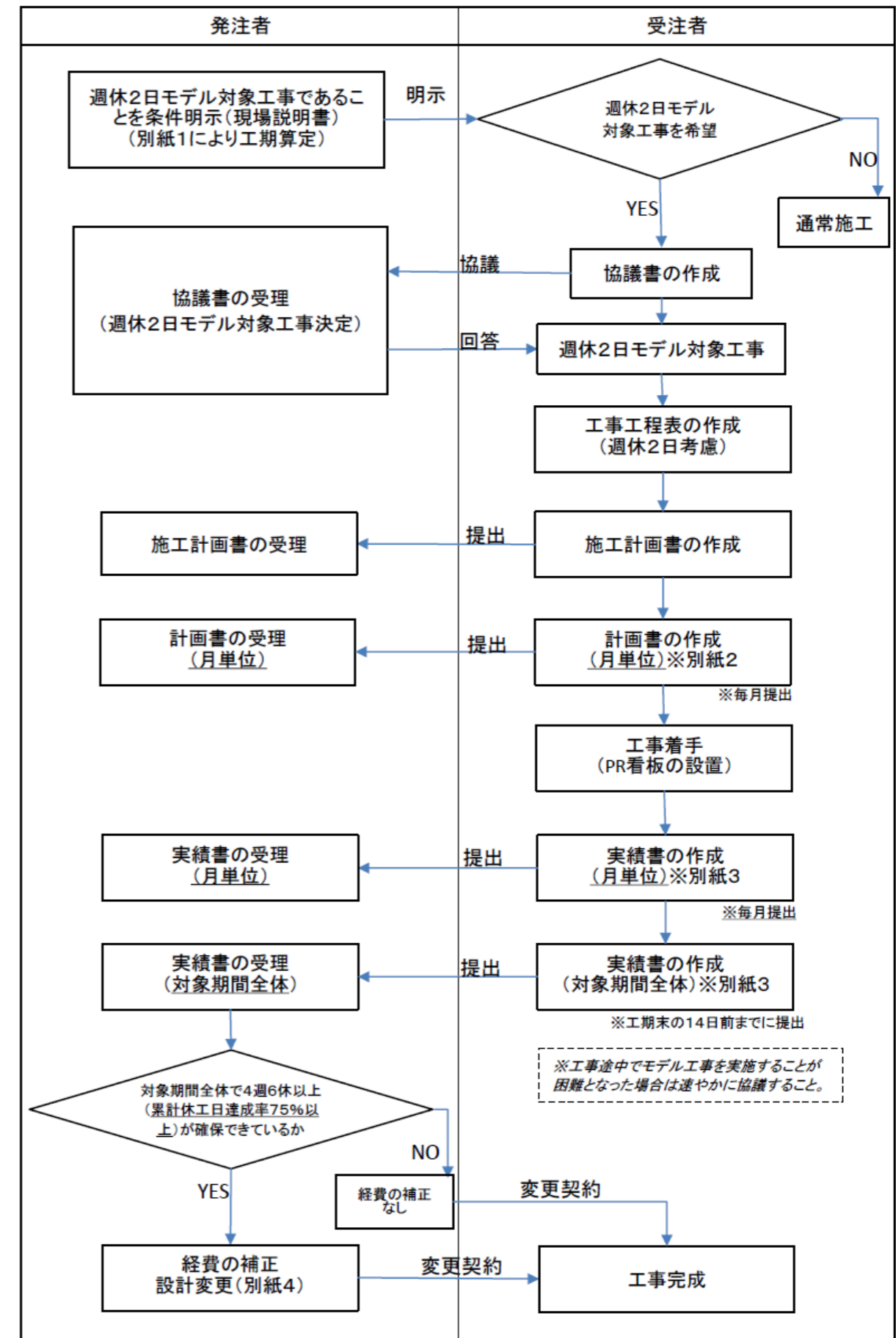
鳥取県土整備部「週休2日モデル工事」試行実施要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
鳥取県土整備部「週休2日モデル工事」試行実施要領	鳥取県土整備部「週休2日モデル工事」試行実施要領
<p>1 趣旨 略</p> <p>2 実施方法 略</p> <p>3 実施確認</p> <p>(1) 受注者は、2の(7)の工事工程表に基づき、別紙2を参考とし、<u>対象期間と休工日</u>の取得計画が確認できる休日等取得計画書(以下「計画書」という。)を作成し、発注者に提出するものとする。</p> <p>(2) 計画書の初回の提出は、<u>工事に着手するまでとし、それ以降の提出は、対象期間に変更が生じた場合</u>とする。</p> <p>(3) 受注者は、別紙3を参考とし、発注者に提出した計画書に基づく<u>休工日の実績と対象期間が</u>確認できる休日等取得実績書(以下「実績書」という。)を作成し、<u>工期末の14日前までに提出すること。なお、発注者から実績書の提出を求められた場合は、その都度提出するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 積算方法等</p> <p>実績書により対象期間において4週6休(累計休工日率21.4%)以上の現場閉所が確認出来た場合、発注者は精算時に別紙4に基づき、現場の閉所状況(累計休工日率)に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。(別紙4「週休2日モデル工事の経費の補正について」参照)</p> <p>5 アンケート調査等の実施 略</p> <p>6 その他 略</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年10月10日から施行する。 この要領は、令和2年5月10日から施行する。 <u>この要領は、令和3年2月10日から施行する。</u></p>	<p>1 趣旨 略</p> <p>2 実施方法 略</p> <p>3 実施確認</p> <p>(1) 受注者は、2の(7)の工事工程表に基づき、別紙2を参考とし、<u>休工と現場の労働者等の休日等の取得計画が確認できる休日等取得計画書</u>(以下「計画書」という。)を作成し、発注者に提出するものとする。</p> <p>(2) 計画書は、<u>月単位を原則とし、初回の提出は工事に着手するまでとし、それ以降の提出は、翌月の作業開始前までとする。</u></p> <p>(3) 受注者は、別紙3を参考とし、発注者に提出した計画書に基づく<u>休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書</u>(以下「実績書」という。)を作成し、<u>翌月1日から7日以内(休工日を除く。)に発注者へ提出するものとする。</u></p> <p><u>(4) 受注者は、工事完成までに対象期間全体の実績書を作成し、工期末の14日前までに提出すること。</u></p> <p>4 積算方法等</p> <p>実績書により対象期間において4週6休(累計休工日達成率75%)以上の現場閉所が確認出来た場合、発注者は精算時に別紙4に基づき、現場の閉所状況(累計休工日達成率)に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。(別紙4「週休2日モデル工事の経費の補正について」参照)</p> <p>5 アンケート調査等の実施 略</p> <p>6 その他 略</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成30年4月1日から施行する。 この要領は、平成30年10月10日から施行する。 この要領は、令和2年5月10日から施行する。 <u>(新規)</u></p>

週休2日モデル対象工事 事務手続きフロー



週休2日モデル対象工事 事務手続きフロー



【別紙1 標準工期算定式】 略

【別紙2 休日等取得計画書】

【記入例】

週休2日モデル工事 休日等取得計画書

別紙2

Table with project name and contractor information.

Table with project schedule, start/end dates, and work days.

- List of criteria for cumulative work rate (累計休工日率) with corresponding rest day targets.

Notes regarding project schedule and work days.

Main data table for the rest day plan, showing monthly work days and cumulative rest days.

※行数字等は工事毎の工期にあわせて修正すること

【別紙3 休日等取得実績書】

【記入例】

週休2日モデル工事 休日等取得実績書

別紙3

Table with project name and contractor information.

Table with project schedule, start/end dates, and work days.

- List of criteria for cumulative work rate (累計休工日率) with corresponding rest day targets.

Notes regarding project schedule and work days.

Main data table for the rest day achievement, showing monthly work days and cumulative rest days.

※行数字等は工事毎の工期にあわせて修正すること

【別紙1 標準工期算定式】 略

【別紙2 休日等取得計画書】

【記入例】

週休2日モデル工事 休日等取得計画書

別紙2

Main data table for the rest day plan (before correction), showing monthly work days and cumulative rest days.

【別紙3 休日等取得実績書】

【記入例】

週休2日モデル工事 休日等取得実績書

別紙3

Main data table for the rest day achievement (before correction), showing monthly work days and cumulative rest days.

【別紙4「週休2日モデル工事の経費の補正について」】

週休2日モデル工事の経費の補正について

1. 経費の補正方法

週休2日モデル工事において、対象期間中の現場閉所状況（累計休工日率）に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。なお、労務費及び機械経費（賃料）について、労務費分及び機械経費分（賃料）が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【4週8休以上（累計休工日率28.5%（8/28日）以上）】

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料） 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

【4週7休以上4週8休未満（累計休工日率25.0%（7/28日）以上28.5%未満）】

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料） 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

【4週6休以上4週7休未満（累計休工日率21.4%（6/28日）以上25.0%未満）】

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料） 1.01
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

2. 週休2日の休工日の考え方

- ・週休2日の休工日は対象期間における累計休工日率で判断するものとし、累計休工日率が28.5%以上の場合は、週休2日の休工を実施したものとする。
- ・累計休工日率は「対象期間内の実績休工日の累計日数」／「対象期間の日数」とする。
- ・休工日は現場の閉所とし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。
- ・天候等による予定外の現場閉所日についても、休工日数に含めるものとする。

3. 対象期間の考え方 略

【別紙4「週休2日モデル工事の経費の補正について」】

週休2日モデル工事の経費の補正について

1. 経費の補正方法

週休2日モデル工事において、対象期間中の現場閉所状況（累計休工日達成率）に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。なお、労務費及び機械経費（賃料）について、労務費分及び機械経費分（賃料）が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

【4週8休以上（累計休工日達成率100%以上）】

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料） 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

【4週7休以上4週8休未満（累計休工日達成率87.5%以上100%未満）】

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料） 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

【4週6休以上4週7休未満（累計休工日達成率75%以上87.5%未満）】

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料） 1.01
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

2. 週休2日の休工日の考え方

- ・週休2日の休工日は対象期間における累計休工日達成率で判断するものとし、累計休工日達成率が100%以上の場合は、週休2日の休工を実施したものとする。
- ・なお、累計休工日達成率は「実績休工日の累計日数」／「計画休工日の累計日数」とする。
- ・また、休工日は現場の閉所とし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。
- ・なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、休工日数に含めるものとする。

3. 対象期間の考え方 略